

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年11月28日

茨城県監査委員	藤 島 正 孝
同	福 地 源 一 郎
同	岡 野 栄 治
同	羽 生 健 志

(1) 実施方針

ア 予算の執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているか、という正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査を実施する。

イ 職員による不適切な事務処理等が発生している状況に鑑み、事務事業の管理執行体制の観点も考慮した監査を実施する。

ウ 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。

(2) 監査の対象機関 25 機関

所管部局	監査対象機関名
総務部	自転車競技事務所
総務部	県北県民センター
総務部	鹿行県民センター
総務部	県西県民センター
生活環境部	環境放射線監視センター
保健福祉部	水戸保健所
保健福祉部	日立保健所
保健福祉部	土浦保健所
保健福祉部	福祉相談センター
保健福祉部	精神保健福祉センター
農林水産部	畜産センター肉用牛研究所
農林水産部	農業総合センター鹿島地帯特産指導所
教育庁	水戸教育事務所
教育庁	県立図書館
教育庁	県教育研修センター
教育庁	緑岡高等学校
教育庁	水戸商業高等学校
教育庁	海洋高等学校
教育庁	牛久栄進高等学校
教育庁	総和工業高等学校
教育庁	内原特別支援学校
教育庁	つくば特別支援学校
教育庁	協和特別支援学校
警察本部	牛久警察署
警察本部	下妻警察署

(3) 監査実施期間

平成 28 年 9 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

(4) 監査の結果

ア 指摘事項

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については、指摘とする。

イ 注意事項

指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意とする。

定期監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりである。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

所管部局・監査対象機関名		監査の結果
総務部	自転車競技事務所	領収した現金について、月を越えて指定金融機関に払い込んでいたこと、それを現金出納カードに記載していなかったこと及び調定決議が遅延していたことは、茨城県財務規則に違反し適切でない。